

日高市教育委員会告示第8号

日高市立図書館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関する要綱を次のように定める。

令和4年5月31日

日高市教育委員会教育長 中村一夫



日高市立図書館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第30条第2項の規定に基づく日高市立図書館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ボランティア等団体 規則第30条第1項の表左欄に規定する公益的な活動又は社会貢献活動を主たる目的とする団体をいう。
- (2) 認定 規則第30条第1項の表左欄に規定する教育長の認定をいう。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとするボランティア等団体は、日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体認定申請書（様式第1号）を教育長に提出するものとする。

2 前項に規定する認定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款、規約、会則又はこれに類する書類
- (2) 構成員の氏名及び住所（在勤者にあっては勤務先の名称及び事業所の所在地、在学者にあっては通学先の学校名及び学校の所在地を含む。）が記載された名簿
- (3) 構成員に暴力団員（日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が含まれていないことの申出書
- (4) 認定を受けようとする前事業年度の事業報告書及び収支決算書又はこれらに類する書類
- (5) 認定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに類

する書類

- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
(審査及び決定)

第4条 教育長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに別表に定める認定基準に従って審査を行い、認定又は却下の決定をしなければならない。

- 2 教育長は、認定の決定をしたときは、日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体認定通知書（様式第2号）を申請者に交付するとともに、認定ボランティア等団体登録台帳に登録するものとする。
- 3 教育長は、却下の決定をしたときは、日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体認定却下通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。
(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、1年とする。ただし、教育長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(免除の手続)

第6条 認定の決定を受けたボランティア等団体（以下「認定ボランティア等団体」という。）が免除を希望して日高市立図書館の目的外使用許可申請を行うに当たっては、その申請手続に従事する者は、当該ボランティア等団体の構成員であることを示した上で、当該ボランティア等団体名で目的外使用許可申請を行わなければならない。

(認定の取消し)

第7条 教育長は、ボランティア等団体が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受け、又は認定ボランティア等団体として使用料の免除を受けて不正な使用をしたものと認めたときは当該認定を取り消し、日高市総合福祉センターの使用におけるボランティア等団体認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定による認定の取消しを受けたボランティア等団体に対して、当該認定の有効期間中に免除を受けた使用料の全額を納付させるものとする。
(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 ボランティア等団体の認定に係る手続その他の準備行為は、この告示の施行の

日前においても、行うことができる。

別表（第4条関係）

認定基準

- (1) 公益的な活動又は社会貢献活動（以下「ボランティア等活動」という。）を主たる目的とする団体（構成員の相互扶助を図り又はその者の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められる団体を除く。）であるか。
- (2) 日高市内に活動の拠点を有し、自主的に組織された団体であるか。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行う団体ではないか。
- (4) 団体の名称、目的、ボランティア等活動に係る事業等が記載された定款、規約、会則等が作成されているか。
- (5) 構成員が5人以上で、半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であるか。
- (6) 市民が自由に構成員となることができる団体であるか。
- (7) 構成員に暴力団員が含まれてはいないか。
- (8) 年間の活動計画が定められているか。
- (9) 会計処理が明確であるか。
- (10) 認定を受けようとする前事業年度において、1事業年度以上継続して活動しているか。（新たに設立した団体にあっては、1事業年度以上継続した活動が見込めるか。）

様式第1号（第3条関係）

日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体認定申請書

年　月　日

（あて先）日高市教育委員会教育長

住　所

申請者　氏　名

電話番号

日高市立図書館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関する要綱第3条第1項の規定により日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 団体名

2 代表者の住所氏名

3 主たる活動内容

4 免除を希望する理由

5 添付書類

(1) 定款、規約、会則又はこれに類する書類

(2) 構成員の氏名及び住所（在勤者にあっては勤務先の名称及び事業所の所在地、在学者にあっては通学先の学校名及び学校の所在地を含む。）が記載された名簿

- (3) 構成員に暴力団員（日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が含まれていないことの申出書
- (4) 認定を受けようとする前事業年度の事業報告書及び収支決算書又はこれらに類する書類
- (5) 認定を受けようとする事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに類する書類
- (6) その他教育長が必要と認める書類

6 確認事項

下記の事項について熟読の上、相違ないことを確認しました。

チェック欄	認定基準
<input type="checkbox"/>	1 公益的な活動又は社会貢献活動（以下「ボランティア等活動」という。）を主たる目的とする団体（構成員の相互扶助を図り又はその者の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められる団体を除く。）である。
<input type="checkbox"/>	2 日高市内に活動の拠点を有し、自主的に組織された団体である。
<input type="checkbox"/>	3 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行う団体ではない。
<input type="checkbox"/>	4 団体の名称、目的、ボランティア等活動に係る事業等が記載された定款、規約、会則等が作成されている。
<input type="checkbox"/>	5 構成員が5人以上で、かつ、その半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者である。
<input type="checkbox"/>	6 市民が自由に団体の構成員となることができる。
<input type="checkbox"/>	7 構成員に暴力団員が含まれてはいない。
<input type="checkbox"/>	8 年間の活動計画が定められている。
<input type="checkbox"/>	9 会計処理が明確になっている。
<input type="checkbox"/>	10 認定を受けようとする前事業年度において、1事業年度以上継続して活動している。（新たに設立した団体については、1事業年度以上の継続した活動を見込んでいる。）

様式第2号（第4条関係）

日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体認定通知書

第 号
年 月 日

様

日高市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった日高市立図書館の使用における認定ボランティア等団体の認定については、下記のとおり決定したので、日高市立図書館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関する要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

1 団体名

2 代表者の住所氏名

3 使用料減免の基準 全額免除（ただし、公益的活動又は社会貢献活動のために使用する場合に限る。）

4 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

※（注意事項）

- (1) 利用の都度、使用許可申請書の特記事項欄で免除希望の旨を申し出てください。
- (2) 認定期間中であっても、認定基準に該当しなくなった場合は、使用料は免除なりません。
- (3) 不正に使用料の免除を受けたことが判明した場合は、上記の認定期間に免除を受けた使用料の全額を返還していただきます。

様式第3号（第4条関係）

日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体認定却下通知書

第 号
年 月 日

様

日高市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体の認定については、却下としたので、日高市立図書館の使用料の免除に係るボランティア等団体の認定に関する要綱第4条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 団体名

2 代表者の住所氏名

3 却下の理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日高市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、日高市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において日高市を代表する者は、日高市長です。ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第7条関係）

日高市立図書館の使用におけるボランティア等団体認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

日高市教育委員会教育長

年 月 日付け 第 号の日高市立図書館の使用における
ボランティア等団体の認定については、下記のとおり取り消しましたので、通知し
ます。

記

1 団体名

2 代表者の住所氏名

3 取消年月日 年 月 日

4 却下の理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日高市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、日高市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において日高市を代表する者は、日高市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。